

平成26年度 東京都立竹早高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成26年10月16日

校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめに関する生徒の理解を深め、いじめを生まない、許さない学校づくりを行う。
- (2) 生徒をいじめから守りとおし、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。
- (3) 個々の教員のいじめ問題への的確な指導力を高め、学校全体による組織的な取組により解決を図る。
- (4) 保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

2 学校及び教職員の責務

東京都立竹早高等学校（以下、「本校」という。）及び本校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実行的かつ組織的に行うため、学校いじめ対策委員会を設置する。

イ 所掌事項

- いじめの未然防止
- いじめの早期発見
- いじめへの対処に関する措置

ウ 会議

原則として、月1回程度、生徒部会終了後に行う。その他、必要に応じて行う。また、生徒部会内で、毎回、いじめに関する議題を取り上げる。

エ 委員構成

校長、副校長、生徒部主任、学年生徒部及びスクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

本校における問題行動への効果的な対応と未然防止を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

イ 所掌事項

- 問題行動の未然防止

○問題行動への効果的な対応

ウ 会議

東京都立竹早高等学校学校運営連絡協議会の中で、原則として年2回。また、必要に応じて適宜行う。

エ 委員構成

東京都立竹早高等学校学校運営連絡協議会協議委員をもって充てる。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気为学校全体への醸成

イ 「いじめ防止教育プログラム」や視聴覚教材を活用した年3回以上の「いじめに関する授業」の実施

ウ 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成

エ 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒会活動等をとおしていじめの防止を訴えるような取組の推進

オ 学校だよりや保護者会を活用した家庭との綿密な連携・協力

(2) 早期発見のための取組

ア 入学当初のスクールカウンセラーによる全員面接

イ 学級担任による個人面談

ウ 定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び生徒がいじめを訴えやすい体制の整備

エ 保健室、相談室等の利用の周知等による相談体制の整備

オ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

(3) 早期対応のための取組

ア いじめを発見した場合は、学校いじめ対策委員会を核とした速やかな組織対応

イ 被害生徒の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

ウ 加害生徒に対する組織的・継続的な観察・指導

エ いじめを伝えた生徒の安全の確保

オ いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導

カ 関係機関、専門家等との相談・連携

キ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談

ク 保護者への支援・助言

ケ 保護者会の開催などによる保護者との情報共有

(4) 重大事態への対処

ア 教員やスクールカウンセラーによる被害生徒の保護・ケア

イ 関係機関、専門家等との相談・連携

ウ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

エ 加害生徒への指導・懲戒、加害生徒及びその保護者に対する必要に応じたケア

オ いじめ対策緊急保護者会の開催等による保護者との連携

カ いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査を実施するための東京都教育委員会
が設置する組織との連携・協力

5 教職員研修計画

- (1) いじめを生まない学校の体制づくりを行うため、いじめ防止教育プログラムを活用した校内研修を実施する。
- (2) スクールカウンセラーを活用し、「スクールカウンセラーとの連携」、「相談環境の充実」等をテーマにした校内研修を実施する。
- (3) 東京都教育委員会からの通知や事例を活用した校内研修をする。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会等を活用して情報交換を行い、いじめの未然防止に努める。
- (2) 担任やスクールカウンセラーとの面談をとおして、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- (3) いじめが発生した場合には、必要に応じて教員がスクールカウンセラーと連携して関係生徒の保護者のケアを行う。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 警視庁富坂警察署生活安全課・スクールサポーターと連携を密にし、いじめの未然防止に努める。
- (2) いじめが発生した場合には、必要に応じて関係機関・専門家等と相談するなど、連携して対応する。
- (3) 重大事態が発生した場合には、被害生徒及びその保護者と相談の上、警視庁富坂警察署生活安全課・スクールサポーターと連携して対応する

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケート（12月初旬実施）において、「いじめを防止するための取組等が適正に行われているか」について、4段階及び自由記述による評価を受ける。
- (2) (1) の評価結果を受けて、次年度の基本方針を改善する。